

## 檜葉町合宿支援事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内における文化・スポーツ合宿（以下「合宿」という。）の誘致を推進することにより、宿泊・観光業を支援するため、町内の施設を利用して合宿を行う団体に対し、町内宿泊施設の宿泊費を予算の範囲内で交付する檜葉町合宿支援事業助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中学校及び小学校
- (2) 団体 学校等の学生又は生徒及び監督、コーチ等の指導者を含む複数の者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール等
- (3) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿等の宿泊料金の支払いを要する施設（大学等が自ら所有する宿舎等は除く）
- (4) 合宿 大学等の団体が町内の宿泊施設に宿泊して文化活動や、スポーツ活動等の練習を行うもの

### (交付の対象となる合宿)

第3条 助成金の交付対象となる合宿は、次の各号の要件を全て満たしたものとする。

- (1) 大学等の団体が合宿により町内の宿泊施設に宿泊し、かつ、宿泊者が10人以上であること。
- (2) 町内の文化施設又はスポーツ施設等を利用すること。
- (3) 各種公式大会、県又は市町村が主催・共催の大会、イベント、会議等への参加を目的とするものでないこと。
- (4) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。
- (5) 公序良俗に反しないものであること。

### (助成金額)

第4条 助成金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 助成金額は1回の合宿における延べ宿泊数に1,000円を乗じた額とする。
- (2) 1回の合宿において受けられる助成金の額は、200,000円を限度とする。
- (3) 団体が受け取ることができる助成金の額は、年度内1団体当たり1回を限度とする。

### (交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、檜葉町合宿支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、合宿開始の14日前までに町長に提出しなければならない。なお、申請書等を先着順に受け付けるものとする。

- (1) 合宿計画書（様式第2号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第3号）

(3) その他必要と認める書類

(変更等の承認申請)

第6条 事業内容に下記の変更等が生じ、その承認を受けようとする場合は、檜葉町合宿支援事業変更(中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 助成金交付申請額を変更すること。
- (3) 第3条の各号のいずれかに該当しなくなること。

(実績報告)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、檜葉町合宿支援事業助成金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、合宿終了後の14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- (1) 請求書 (様式第6号)
- (2) 宿泊証明書(様式第7号)
- (3) その他必要と認める書類

(助成金の支払)

第8条 町長は実績報告書を精査した結果、交付要件を満たすと認められるときには、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は助成金を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。